



## 年金の受給開始時期は60歳から70歳の間で選択できます

老齢基礎年金は65歳に達した時に受給権が発生するため、支給開始年齢は、原則として65歳ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰上げて受け取ることができます。しかし、繰上げ支給請求をした時点（月単位）に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。老齢年金は終身年金ですから、繰上げ請求をした場合、一生涯一定額が減額されたままです。

また反対に、65歳で請求せずに66歳以降70歳までの間で申出した時から繰下げて請求することもできます。繰下げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて、年金が増額されます。ただし、どちらの場合も確認すべき注意点があります。

### ○繰上げ受給の場合の減額率

繰上げ受給開始年齢 (開始年齢0月時点)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
減額率	30%	24%	18%	12%	6%

・減額率 =  $0.5 \times$  繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

### ○繰下げ受給の場合の増額率

繰下げ受給開始年齢 (開始年齢0月時点)	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
増額率	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42.0%

・増額率 =  $0.7 \times$  65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数

※減額率及び増額率は、年単位ではなく月単位で減額または増額されます。

#### ◆お問い合わせ

砂川年金事務所お客様相談室 電話 0125-28-9002 (自動音声)

役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111 (内線 43)

## 今月は町税等(第4期)の納期です

12月25日(金)は、町税等(町道民税・固定資産税・国民健康保険料)の第4期の納期限です。納め忘れのないようにしましょう。

また、第1期から第3期までの町税等を納めていない方は、早急に納めましょう。

#### ◆お問い合わせ

役場総務課総務グループ(税務担当) 電話 33-2111 (内線 35)

